

資料 2 - 1 - ① - 1

第 3 章 学科，学級数，入学定員及び職員組織

(学科，学級数及び入学定員)

第 7 条 学科，学級数及び入学定員は，次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員
機械工学科	1	40人
電気情報工学科	1	40人
物質工学科	1	40人
環境都市工学科	1	40人

(各学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的)

第 7 条の 2 各学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は次のとおりとする。

- 一 機械工学科は，機械工業のみならず一般産業を含めた広い分野において科学技術の進展に対処できる実践的機械系技術者の養成
- 二 電気情報工学科は，電気・電子・情報技術を中心として産業界の様々な分野で活躍できる実践的電気情報系技術者の養成
- 三 物質工学科は，物質に関する化学と生物の機能の応用を有機的に結合させ，新しい技術に対応できる柔軟な思考力と応用力を持つ実践的化学系技術者の養成
- 四 環境都市工学科は，土木・建築技術を基に，社会基盤や都市建設の計画，設計，施工，維持管理を自然環境や防災，景観に配慮しながら行うことにより，社会の持続可能な発展に貢献することのできる実践的建設系技術者の養成

(出典 秋田工業高等専門学校規則集)

4 達成しようとしている基本的な成果

4.1 準学士課程

準学士課程は、教養教育と専門教育から成り、それぞれ達成しようとしている成果を設定している。教養教育で基礎学力を養うとともに、社会性を持った人材の育成を進めている。教養教育の成果をふまえ、専門教育では技術者としての必要な能力を定め、それを目標に教育を行っている。さらに、学科の特性に応じた達成しようとしている技術内容も具体的に規定している。

これらの教育をとおして、本校では準学士課程の卒業生にふさわしい社会性と教養、技術者の能力・知識の修得を目指して、教育を進めている。

準学士課程の各段階、および各学科で達成しようとしている基本的な成果は、次のとおりである。

[教養教育] 主に低学年(1～3年生)で実施し、技術者、職業人として社会生活を営む上で必要な教養、および専門技術を学ぶ上での基本的な素養を養うことを目的としている。教養教育で達成しようとしている基本的な成果は次のとおりである。

- (A) 自らの意思を的確に表現し行動できる能力、知識を整理し総合化できる能力、技術者倫理等、人間としての素養を年齢の発達段階に応じて修得する。
- (B) 工学基礎としての自然科学系科目を深く理解する。
- (C) 世界の多様な国・地域の歴史・伝統・文化を理解する能力、互いの意思の疎通ができる実践的な英語能力を修得する。

[専門教育] 主に準学士課程の高学年(4～5年生)で実施し、教養教育を基礎に技術者として必要な専門的な知識と技術を修得することを目指している。専門教育で達成しようとしている基本的な成果は次のとおりである。

- (D) 実践的かつ専門的な知識と技術の基礎となる専門基礎学力を修得する。
- (E) 教養教育による工学基礎および専門基礎を土台とし、現象・動作を具体的に理解できる実践的な能力を修得する。
- (F) 問題・課題解決のための方法・手段を模索し、実行できる能力を身につける。

さらに、現代の産業や社会の要求に即して、学科ごとに技術者として必要な知識・技術を規定している。その内容は、準学士課程の卒業生にふさわしく、技術者の職業に就く上で基本的に修得すべきことを決めている。各学科で達成しようとしている基本的な成果は次のとおりである。

機械工学科	機械とその要素，機器，装置の開発，設計，製作できる技術，およびこれらを支援するコンピュータの利用と制御に関する技術を修得する。
電気情報工学科	高度情報化社会に対応したコンピュータ，制御および通信に関する技術を修得する。新しい電子材料の創製と，電子回路およびエレクトロニクスデバイスに関する技術を修得する。社会基盤に対応した電気エネルギーに関する技術を修得する。
物質工学科	有機材料，無機材料等に関するバイオテクノロジーを含む合成技術と得られた分子，物質・材料の構造・物性を評価できる技術を修得する。工業化された際の製造プロセスを最適化する技術と運転・管理技術を修得する。
環境都市工学科	社会基盤整備を支える施設の計画・設計・施工および完成した施設の維持管理と再生のための技術，およびこれらを支援するために必要なコンピュータ技術を修得する。環境アセスメントおよび都市計画・都市デザイン設計とその関連技術を修得する。

(出典 平成 25 年度学生便覧 P. 1～2)

資料 2 - 1 - ② - 1

- 第 8 章 専攻科
(設置)
- 第 40 条 本校に専攻科を置く。
(目的)
- 第 41 条 専攻科は，高等専門学校における教育の基礎の上に，より高度な工業に関する知識及び技術を教授研究し，すぐれた独創的開発能力を備えた実践的工業技術者を養成し，もって広く産業の発展に寄与することを目的とする。
(専攻及び入学定員)
- 第 42 条 専攻科の専攻及び入学定員は，次のとおりとする。
- | | |
|------------|-----|
| 生産システム工学専攻 | 8 人 |
| 環境システム工学専攻 | 8 人 |

(出典 秋田工業高等専門学校規則集)

資料 2 - 1 - ② - 2

4.2 専攻科課程

専攻科課程の達成すべき教育の内容は、準学士課程の教育を基盤とし、技術者倫理を理解した創造力豊かな実践的工業技術者の育成である。専攻科課程で達成しようとしている基本的な成果は、次のとおりである。

- (1) 自ら問題を発見・解決する能力を備え、生涯に亘って学ぶことのできる能力を修得する。
- (2) 産業社会におけるグローバル化に対応するため、正しい日本語で表現（記述・口述・討論）し、かつ国際的に通用するプレゼンテーション能力を修得する。
- (3) 複雑で多岐にわたる工業技術分野に貢献できる技術を有し、複合領域にも対応できる能力を修得する。

各専攻科で達成しようとしている基本的な成果は次のとおりである。

生産システム工学専攻 機械工学, 電気情報工学を基礎とした精密加工, システム工学, 熱流体エネルギー, 応用力学, エレクトロニクス, 情報, 制御, 新素材などを含む先端科学技術に深く関わる高度な科学技術を修得する。特に, 機械工学, 電気情報工学の複合領域におけるメカトロニクス技術者として必要な総合力・システム思考能力を含めた創造力を身につける。

環境システム工学専攻 物質・材料工学, 環境都市工学を基礎とした無機材料, 有機材料, 微生物工学, 水環境工学, 環境地盤工学, 環境地域計画学などを含む先端科学技術に深く関わる高度な科学技術を修得する。特に無機材料・有機材料・生物材料を利用した水環境改善のための処理技術や物質循環・エコマテリアル工学など物質工学, 環境都市工学の複合領域における創造性豊かな技術者として必要な総合力・システム思考能力を含めた創造力を身につける。

(出典 平成 25 年度学生便覧 P. 2)

資料 2-1-③-1

秋田工業高等専門学校工業技術実習センター規則

(趣旨)

第1条 秋田工業高等専門学校学則第52条の3第2項の規定に基づき、秋田工業高等専門学校工業技術実習センター（以下「センター」という。）の組織運営についてはこの規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、本校の学生自らが自立心と新しいことへの挑戦の心を持ち、ものづくりの基礎となる創造性教育の促進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の実験・実習及び卒業研究・特別研究等に関すること。
- (2) 学生の課外活動（ロボコン等）に関すること。
- (3) その他校長が必要と認めたもの

(センター長)

第4条 センター長は、本校教員のうちから校長が任命する。

- 2 センター長は、校長の命を受け、センターの業務に関し、総括及び調整する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。また、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、別に定める。

(出典 秋田工業高等専門学校規則集)

資料 2-1-③-2

秋田工業高等専門学校技術教育支援センター規則

(設置)

- 第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条第1項及び秋田工業高等専門学校学則第52条の4第2項の規定に基づき、秋田工業高等専門学校技術教育支援センター（以下「技術教育支援センター」という。）を置く。
- 2 技術教育支援センターの組織運営についてはこの規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 技術教育支援センターは、秋田工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究支援体制の充実に資するため、本校の技術に関する専門的業務を円滑かつ効率的に処理し、技術教育支援職員の能力及び資質向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 技術教育支援センターは、技術教育支援センター長（以下「センター長」という。）、技術長、副技術長、技術班長、技術専門員、技術専門職員及び技術職員をもって組織する。

2 技術教育支援センターに、次の技術班を置く。

- (1) 第一技術班（機械・実習工場系）
- (2) 第二技術班（電気・情報系）

(3) 第三技術班(物質・環境系)

(業務)

第4条 技術教育支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の実験・実習及び卒業研究・特別研究等における技術支援に関すること
- (2) 教員の教育研究活動に伴う技術支援に関すること
- (3) 情報処理センター、地域共同テクノセンター、工業技術実習センター及び実習工場への技術支援に関すること
- (4) 地域連携活動に伴う技術支援に関すること
- (5) 公開講座、体験入学等の学校行事への技術支援に関すること
- (6) 技術の継承及び保存、技術向上並びに技術教育支援のための技術研修に関すること
- (7) 実験室等の共通機器等の保守・管理及び災害事故防止に関すること
- (8) その他技術教育支援センターの目的達成のための必要な事項に関すること

(センター長)

第5条 センター長は、本校教員のうちから校長が任命する

2 センター長は、技術教育支援センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(技術長等)

第6条 技術長は、上司の命を受け、技術専門員、技術専門職員及び技術職員の業務を統括する。

2 副技術長は、技術専門員及び技術専門職員のうちから校長が任命する。

3 副技術長は、上司の命を受け、技術長を補佐する。

4 技術長及び副技術長は、技術教育支援センターの職員の職務遂行に必要な知識及び技術等を修得させ、職員の能力及び資質等を向上させる内容の研修に努めなければならない。

(技術班長)

第7条 技術班長は、技術専門職員のうちから校長が任命する。

2 技術班長は、上司の命を受け、当該技術班の業務を処理する。

3 技術班長は、当該技術班に所属する職員の能力及び資質の向上に努めなければならない。

(運営委員会)

第8条 技術教育支援センターの運営及び業務を円滑に行うため、秋田工業高等専門学校技術教育支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、技術教育支援センターに関し必要な事項は、別に定める

(出典 秋田工業高等専門学校規則集)

秋田工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則

(趣旨)

第 1 条 秋田工業高等専門学校学則（昭和39年規則第 1 号）第52条の 2 第 2 項の規定に基づく秋田工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「テクノセンター」という。）の組織運営についてはこの規則の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 テクノセンターは、秋田工業高等専門学校（以下「本校」という。）と民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との連携を推進して教育及び研究の進展を図るとともに、共同研究及び技術相談等を推進することにより、地域産業の振興、活性化に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 テクノセンターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 テクノセンターの管理・運営に関すること。
- 二 民間機関等との連携による教育及び研究の進展に関すること。
- 三 民間機関等との共同研究、受託研究等に関すること。
- 四 民間機関等に対する技術開発相談及び学術情報の提供に関すること。
- 五 民間機関等との技術協力に関すること。
- 六 民間機関等の技術者に対するリフレッシュ教育に関すること。
- 七 その他センターの目的を達成するために必要な事項

(センター長等)

第 4 条 テクノセンターに、地域共同テクノセンター長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、本校教員のうちから校長が任命する。
- 3 センター長は、テクノセンターの業務を掌理する。
- 4 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条の 2 テクノセンターに、副地域共同テクノセンター長（以下「副センター長」という。）を置く。

- 2 副センター長は、本校教員のうちから校長が任命する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 4 副センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条の 3 テクノセンターに、地域共同テクノセンターコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を若干名置く。

- 2 コーディネーターは、校長が委嘱する。
- 3 コーディネーターは、本校と国若しくは地方公共団体又は民間企業等と連絡調整し、研究成果の社会還元を促進を図る。
- 4 コーディネーターの任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、コーディネーターに欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第 5 条 テクノセンターの運営に関する事項を審議するため、秋田工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

(専門委員会)

第6条 委員会に、テクノセンターの事項に関し、実施方法の検討、その他専門的事項を処理させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、テクノセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(出典 秋田工業高等専門学校規則集)

資料2-1-③-4

秋田工業高等専門学校共同教育講演会

教 務 主 事 脇野 博
地域共同テクノセンター長 宮脇 和人

1. 日 時 平成25年10月2日（水） 15時05分～16時30分
2. 会 場 本校 大講義室
3. 講 師 畠中環境カウンセラー事務所
 代 表 畠中 豊 氏
4. 演 題 「仕事を選ぶか、会社を選ぶか」
5. 対 象 本校3年生、その他学生、教職員

※ 本講演会は「企業技術者等活用プログラム事業」で採択された（丸山教員）卒業生を活用した共同教育プログラムの一環として実施されます。

（出典 平成25年9月24日 企画室よりメール連絡）

秋田工業高等専門学校情報処理センター規則

(趣旨)

第 1 条 秋田工業高等専門学校学則第 5 2 条第 2 項の規定に基づき、秋田工業高等専門学校情報処理センター（以下「センター」という。）の運営については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 センターは、秋田工業高等専門学校（以下「本校」という。）学生に対する情報処理教育、職員の学術研究及び本校運営に必要な校務の利用に供することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターにおける業務は、次のとおりとする。

- (1) 教育用電子計算機、パーソナルコンピュータ及び情報ネットワーク（以下「電子計算機システム」という。）の管理運営及び保守に関すること。
- (2) 電子計算機システムの利用に伴う調査、研究に関すること。
- (3) 情報処理教育に関すること。
- (4) その他情報センターに関すること。

(運営委員会)

第 4 条 センターの組織及び運営に関する事項等を審議するため、センター運営委員会を置く。

- 2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(センター長)

第 5 条 センターにセンター長を置き、教員のうちから校長が任命する。

- 2 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- 3 センター長は、校長の命を受け、センターの業務に関し、総括及び調整する。
- 4 センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 センター長は、運営委員会に対し、専門委員会の審議事項並びにセンター業務について報告するものとする。

(技術スタッフ)

第 6 条 センターに技術スタッフを若干名置く。

- 2 技術スタッフは、主として電子計算機システム利用に伴う調査研究に関する業務を行う。
- 3 技術スタッフは、職員の中からセンター長が委嘱する。
- 4 技術スタッフの任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 7 条 センターに関する庶務は、技術教育支援センターが行う。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規則の改廃は、校長が行う。

(出典 秋田工業高等専門学校規則集)

秋田工業高等専門学校教務委員会規則

(設置)

第 1 条 秋田工業高等専門学校運営組織規則第 18 条第 2 項に基づき、教育計画等教務に関する事項を審議するため秋田工業高等専門学校教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 教育計画及び授業時間の編成に関すること。
- (3) 学生の試験及び学業成績に関すること。
- (4) 学生の異動に関すること。
- (5) 学校行事に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 専攻科長
- (3) 教務主事補
- (4) 各学科等から選出された教員 各 2 名
ただし、2 名のうち 1 名は専攻科を担当する教員とする。
- (5) 学生課長
- (6) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、予め委員長が指名した委員とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 委員会に、特定の事項を調査・検討及び点検・検証するために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

(報告)

第 8 条 委員長は、委員会において審議された事項を総括し校長に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 委員会に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、別に定める。

(出典 秋田工業高等専門学校規則集)

資料 2 - 2 - ① - 2

秋田工業高等専門学校専攻科教務委員会規則

(設置)

第1条 秋田工業高等専門学校専攻科規則第5条に基づき、専攻科教務に関する事項を審議するため秋田工業高等専門学校専攻科教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 教育計画及び授業時間の編成に関すること。
- (3) 学生の試験及び学業成績に関すること。
- (4) 学生の異動に関すること。
- (5) 学校行事に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻科長
- (2) 教務主事
- (3) 各専攻長
- (4) 各学科等から選出された専攻科を担当する教員 各1名
(秋田工業高等専門学校教務委員会規則第3条第4号ただし書きに掲げる専攻科を担当する教員)
- (5) 学生課長
- (6) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、専攻科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、予め委員長が指名した委員とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、特定の事項を調査・検討及び点検・検証するために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

(報告)

第8条 委員長は、委員会において審議された事項を総括し校長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、別に定める。

(出典 秋田工業高等専門学校規則集)

資料 2 - 2 - ① - 3

秋田工業高等専門学校カリキュラム検討専門部会

(設置)

第1条 秋田工業高等専門学校教務委員会（以下「教務委員会」という。）規則第7条第2項及び秋田工業高等専門学校専攻科教務委員会（以下「専攻科教務委員会」という。）規則第7条第2項の規定に基づき、教育課程に関する重要な事項を審議するため、秋田工業高等専門学校カリキュラム検討専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 修学年限5年の課程（以下「本科」という。）及び専攻科の教育課程の編成等に関して、本校の教育目標を達成するための体系的教育課程の編成に関すること。
- (2) 「創造工学システムプログラム」に関すること。
- (3) その他本科及び専攻科の教育課程の編成上重要な諸問題に関すること。

(組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 専攻科長
- (3) 教務主事補
- (4) 各専攻長
- (5) 各学科・一般教科から選出された教務委員会委員 各2名
- (6) 学生課課長補佐
- (7) その他委員会の委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長・副部会長)

第5条 専門部会に部会長を置き、教務主事をもって充てる。

2 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

3 副部会長は、予め部会長が指名した委員とする。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会において審議された事項を総括し教務委員会及び専攻科教務委員会の委員長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、専門部会の運営上必要な事項は、別に定める。

(出典 秋田工業高等専門学校規則集)

資料2-2-①-4

平成24年度第1回教務委員会及び第1回専攻科教務委員会(合同開催)議事要旨

日時：平成24年5月7日(月) 16:45～17:35

場所：会議室A

出席者：脇野，上田，堀江，榎，竹下，大上，若生，田中，坂本，西野，丸山，対馬，恒松，小林(貢)，佐藤(尊)，佐藤(彰)，浅野，伊藤(浩)，藤本

議題1. 専攻科科目等の自学自習について

委員長から資料に基づき説明があり，審議の結果，「自学自習に係わる課題提出の一覧表」に記入する「時間」数の合計は，シラバスに記載されている「自学自習時間」以上になるように運用することで承認された。なお，委員長から，当該運用を当面の間実施し，改善等の要望があれば，対応していきたいとの付言があった。

議題2. その他

委員から，専攻科生のTOEIC400点相当の英語力確保への対応について，経過状況を確認したい旨発言があり，審議の結果，専攻科教務委員会で検討することとなった。

(出典 サイボウズ)

秋田工業高等専門学校総務委員会規則

(設置)

第 1 条 秋田工業高等専門学校運営組織規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、秋田工業高等専門学校総務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則その他規則の制定、改廃に関すること。
- (2) 予算及び概算要求に関すること。
- (3) 学科の設置、廃止に関すること。
- (4) 教育・研究施設の有効活用に関すること。
- (5) 職員宿舎に関すること。
- (6) その他他の委員会等に属さない学校運営に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（教務主事）
- (3) 校長補佐（学生主事、寮務主事、専攻科長、地域共同テクノセンター長）
- (4) 各学科長・一般教科長
- (5) 図書館長
- (6) 情報処理センター長
- (7) 技術教育支援センター長
- (8) 実習工場主任
- (9) 学級担任会代表
- (10) 事務部長
- (11) 総務課長及び学生課長
- (12) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、副校長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、別に定める。

(出典 秋田工業高等専門学校規則集)

資料 2 - 2 - ① - 6

秋田工業高等専門学校専攻科総務委員会規則

(設置)

第 1 条 秋田工業高等専門学校専攻科規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、秋田工業高等専門学校専攻科総務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 専攻科に係る学則その他規則の制定、改廃に関する事。
- (2) その他他の委員会等に属さない専攻科の運営に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 専攻科長
- (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (4) 各専攻長
- (5) 事務部長
- (6) 総務課長及び学生課長
- (7) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、専攻科長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は別に定める。

(出典 秋田工業高等専門学校規則集)

平成 24 年度 第 4 回総務委員会議事要旨

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 2 日 (金) 16 時 45 分～17 時 28 分
- 2 場 所 会議室 A
- 3 出席者 山田委員長、脇野副委員長、安東委員、佐藤 (悟) 委員、堀江委員、小林 (義) 教員 (宮脇委員代理)、若生教員 (一田委員代理)、高橋委員、上松委員、桜田委員、小林 (貢) 教員 (手島委員代理)、吉井委員、山崎委員、対馬委員、土田委員、佐藤 (恒) 委員、大内委員、石川委員、藤本委員
欠席者 宮脇教員、一田委員、手島委員
[陪席] 柴田補佐、渡部補佐

4 議 題

- (1) 「秋田工業高等専門学校ハラスメントの防止等に関する規則」等の制定 (案) について
石川委員から、資料 1 に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
- (2) 秋田工業高等専門学校計量管理規定の制定 (案) について
石川委員から、資料 2 に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
なお、本校管理棟 2 階応用物理実験室の M B A の符号及び施行年月日は、文科省からの承認を得てから記載したい旨の説明があった。
- (3) 「秋田工業高等専門学校ティーチング・アシスタント制度の運用に関する申合わせ」の一部改正 (案) について
藤本委員から、資料 3 に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
- (4) 「秋田工業高等専門学校学生寮教員宿日直に関する内規」及び「秋田工業高等専門学校学生寮職員宿日直に関する内規」の一部改正 (案) について
藤本委員から、資料 4 に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
- (5) 「独立行政法人国立高等専門学校機構毒物、劇物及び危険物取扱規則」の制定について
石川委員から、資料 5 に基づき説明があり、本校の毒物、劇物及び危険物取扱規則については、次回審議することとした。
- (6) 授業変更の手続きについて
脇野副委員長から、資料 6 に基づき教務事務ガイドを補足する形で通知した旨の説明があった。また、専攻科の授業変更については、当面の間、資料 6 及び教務事務ガイドに基づき本科に準じて手続きを行うこととした。今後、教務事務ガイドの見直しを含めたルール化について教務委員会で審議することとなった。

(出典 サイボウズ)

資料 2 - 2 - ② - 1

平成 19 年度 第 4 回 電気情報工学科教育改善ワーキンググループ 2007. 12. 18
議事録
文責：伊藤

日時：平成19年12月17日（月）16:00～19:30

場所：電気情報工学科棟 情報交換室

出席：高橋、安東、山本（途中から参加）、田中、伊藤、竹下（以上、WGメンバー）、
宮田、山崎、佐藤尊文（自然科学系（数学）、途中退席）

1. 数学のカリキュラムについて意見交換

○自然科学系（数学）の佐藤尊文先生をオブザーバーにお迎えして、数学のカリキュラム、2Eの数学の現状などについて意見交換を行った。始めに高橋学科主任より今回の趣旨説明があった。以下、意見などを要約する。

- ・微積は2年生では1変数、3年生では2変数を扱う。ここで関数を使うので1年生に関数をやる必要がある。一通り関数をやってから微積になる。（佐藤）
- ・3年生では2変数ができるので偏微分ができる。（佐藤）
- ・2年生の基礎数学Ⅲでは授業時間数に対して内容が多い。（佐藤）
- ・3年生までに偏微分、重積分までやるとなると現行のカリキュラムになる。見直せるとしたら、現状では4年生以降のカリキュラムならどうにかなるかもしれない。（佐藤）
- ・達成度試験の3年生までの学習内容としては2変数関数の微積まで。秋田高専も範囲内。（佐藤）
- ・今の2年生が4先生になったとき、応用解析は2単位。5年生で選択1単位ができる。内容、実施形態も未定でクラス毎におこなうのか、4学科合同で行うのかも決まっていない。（佐藤）
- ・現在の2Eは非常に優秀。（佐藤）
- ・2年生電気回路の章末問題の内容が、数学の内容としては4年生の内容だった。複素数の平方根は数学では4年生までやらない。極形式、 \tan^{-1} なども学生にとっては難しい印象があるようだ。逆三角関数は2年生の後期中間試験前でやる。（佐藤）
- ・数学的としてはともかく、電気工学的に数式を使いこなせばよい。（安東）必ずしも数学が先行しなくてもよいのでは考えている。（佐藤）それはあってもよいと思う。（宮田）ただ、理想は数学先行型だと思う。（高橋）
- ・2Eは優秀だが、これから入ってくる学生は分からない。すごく手をかけないといけない感じ。どこで教えるかと言うよりも中学校のレベルが下がっている。（佐藤）

（出典 電気情報工学科ワーキンググループ資料）

資料 2-2-②-2

2011. 12. 14

平成 23 年度 第 4 回 電気情報工学科教育改善ワーキンググループ 議事録

文責：伊藤

日時：平成 23 年 12 月 13 日（火）16:30～17:40

場所：電気情報工学科棟 情報交換室

出席：高橋，山崎，田中，平石，竹下，坂本，八重樫（途中参加），浅野（オブザーバ），
上田（オブザーバ），伊藤

1. 電気磁気学のシラバス案について（高橋，伊藤）

- ・シラバス案の概要と添付資料の説明（資料1～5）。
- ・平成 23 年度科目担当者の浅野先生，山崎先生とも相談し，資料 1 を平成 24 年度 3E および 4E 電気磁気学のシラバス案として提案する。
- ・担当者が学年持上りで担当できるようにしている。1冊の教科書を 2 年間で教える。平成 24 年度シラバス案は資料 3 の平成 16 年度シラバスとほぼ同じ内容。
- ・ベクトル解析的な内容は除いており，ベクトル解析を用いた電気磁気学は専攻科で行う。
- ・高専機構から提示されているコアカリキュラム（資料 4）ともほぼ同じ内容。
- ・議論
- ・学科によって物理の授業内容が異なる。C，B 科では 4 年前期で電気磁気学を教えている。ベクトルの概念は使っているが，難しいことは教えていない。それでも学生は難しいと言うが。
- ・本科の段階でベクトルで教えないと困るところはどこか。
 - 豊橋技科大の入試だけ。他は入試でも出ていない。
 - ほとんどスカラーだけで何とかなる。
 - ガウスの定理は物理で出るが，対称性が非常に良い問題しか出ないのでスカラーで間に合う。
 - 電験などの資格ではほとんど問題なし。
 - 教えるときには勾配などはベクトルの方が楽ではないか。
- ・工学的にはスカラーをやってベクトルを教えた方がよい。抽象的だと分かりにくい。
 - 低学年では数式をあまり使わず，イメージをつかめるようにしている。
 - 高学年ではわかるだろうと思うことが分かっていないから困ってしまう。
 - 力学は見えるが電磁気は見えないからイメージをつかむのが大変。
- ・イメージをつかむために結局は演習が必要。演習が少ないと憶えない。
 - 新シラバスでは演習の時間を取っている。
 - 学期はじめに振り返りの時間を設けることで学生の理解度向上を目指す。
- ・ポアソン方程式はどこで習うのか。4 年半導体工学で式は使うが概念は教えていない。
 - H23 では 4 年の最初。ただし，そこまで行けるか行けないか難しいところ。
- ・偏微分方程式は応用解析で教えているのか。
 - 教えているはず。
- ・学生は電磁波のイメージはつかめているのか。
 - 難しいだろう。
 - コアカリキュラムでは難しいところは専攻科の学習单元になっている。
- ・高専の場合は 3 年から 4 年のギャップが激しい。特に専門科目。
- ・微分と積分について共通のイメージを持ってほしい。微分は傾き，積分は集めるイメージ。
- ・3E 基礎電気磁気学と 4E 電気磁気学の平成 24 年度シラバスは資料 1 に変更。シラバスの提出は講義担当者。

(出典 電気情報工学科ワーキンググループ資料)

資料2-2-②-3

平成25年7月16日

各 位

教 務 主 事

平成25年度FD検討会の実施について

標記のことについて、先に実施しました平成25年度前期公開授業の参観結果をとりまとめたところ、下記のとおり開催することとなりました。

ついては、以下に記載の授業を参観された方は、FD検討会へ参加くださるようお願いいたします。

なお、以下に記載のない方でも関心のある方は、ぜひ参加ください。

記

- 日時：7月22日（月）16：00～
- 場所：テクノコミュニティ
- 担当教員：菅原 隆行 先生
- 参観教員：若生，渡部（英），竹下，寺本，手島，脇野，小林貢，金田，佐藤（尊），森本

（出典 平成25年7月16日 教務係よりメール連絡）

目 次

受講計画・方法・申告	
1. 受講計画	1
2. 受講方法 — 単位修得の方法 —	1
3. 受講申告	3
試 験	
1. 試験の種類	7
2. 試験問題の作成と実施	7
3. 試験時における監督者心得	7
4. 前期・後期の中間試験に関する申し合わせ	9
成 績	
単 位 の 認 定	
進 級 ・ 卒 業 の 要 件	
1. 試験成績の評価方法	11
2. 成績の報告等	16
3. 再試験について	18
4. 学業成績の評定	19
5. 単位の認定	19
6. 進級要件について	21
7. 卒業要件について	22
退学者の取り扱い	23
学 生 の 出 欠	25
授業変更の手続き	29
専攻科入学試験の受験	
大学編入学試験の受験	
第4学年までの就職試験等の受験	
1. 専攻科入学試験の受験について	31
2. 大学編入学試験の受験について	31
3. 第4学年までの就職試験等の受験について	31
学級担任としての確認事項	33
正課中における事故や不測の事態が起きた場合の対応	37
機関別認証評価(本科・専攻科)及びJABEE (本科4,5年と専攻科1,2年を対象)の留意事項	
	39

(出典 平成25年度教務事務ガイド)

平成 25 年度授業計画（シラバス）作成要領

平成 25 年度授業計画（シラバス）作成要領

1 書式について	3
フォント	3
レイアウト	3
2 記載事項	3
“授業科目”	3
“必・選”	3
“学年”	3
“学科（組），専攻”	3
“担当教員”	4
“単位数”	4
“授業時間”	4
“自学自習時間”	5
“教材”	5
“授業の目標と概要”	5
“授業の進め方”	5
“授業内容”	6
全科目共通事項	6
講義等の場合	6
実験等の場合	8
“到達目標”	8
“評価方法”	8
全科目共通事項	8
通年科目の場合	8
半期科目の場合	9
専攻科座学の場合	9
演習，実験，実技等で定期試験等を行わない科目の場合	9
校外実習の場合	10
基礎研究・卒業研究および特別研究の場合	10
創造工学演習の場合	10

サイボウズ Office 8 を用いた試験成績報告票の電算化について

試験成績報告票の電算化の概要

研究室のコンピューターから成績処理フォルダにアクセスして、成績処理フォルダにある成績報告票ファイルをコピー（ダウンロード）します。そのファイルに成績等を入力し、入力したファイルを成績処理フォルダにコピー（上書き）します。提出された成績データはクラスごとに集計して一覧表とし、成績処理フォルダに掲載します。

○ 成績処理ファイルのダウンロード

1. サイボウズ Office8 のアプリケーションメニューにあるファイル管理をクリックします。(Fig.1 参照)
2. フォルダー一覧内にある試験成績報告票提出用フォルダをクリックします。さらに、試験成績報告票提出用フォルダの各学科学系フォルダ内にある自分の成績報告票ファイルを表示します。(Figs.2,3 参照)
3. 自分の成績報告票ファイルのファイル名をクリックします。「このファイルを開くか、または保存しますか?」と聞いてきますので、保存を選択し、保存先を指定してダウンロードします。(Fig.3 参照)

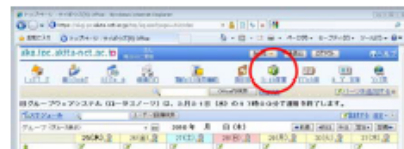


Fig.1 トップページ



Fig.2 ルートフォルダ

○ 成績報告票ファイルへの試験成績の入力

1. コピーした成績報告票ファイルを開き、成績、欠課時数、遅刻回数、授業時数、実授業時数を入力し、上書き保存します。
 - ・ 欠課時数、遅刻回数について、0（ゼロ）の場合は省略することができます。
 - ・ 授業時数欄は、電算化に伴いあらたに追加された項目です。クラスの授業時数は実授業時数欄に記載し、授業時数欄には出席停止、停学、忌引きなどでクラスの実授業時数と異なる学生がいる場合に特記してください。



Fig.3 各学科学系フォルダ

資料2-2-③-4

平成25年3月22日

磯 部 浩 一 様

校 長

平成25年度新任教員研修会の開催について（通知）

標記のことについて、本校の現状等を理解いただくため、下記のとおり研修会を開催いたしますので、各研修内容について受講していただくようお願いいたします。

なお、今年度につきましては、受講者が1名のみであることを踏まえ、各担当講師と受講者が開催日時を連絡調整の上、実施することとなりましたので、よろしくお願いたします。

記

研修実施期間：平成25年4月中（各講師、受講者で調整）

【研修内容】	【講師】
・学校の目的等（30分）	：山田校長
・教務に関する事（60分）	：脇野教務主事
・学生に関する事（60分）	：安東学生主事
・寮務に関する事（60分）	：佐藤寮務主事
・専攻科に関する事（45分）	：堀江専攻科長
・地域共同センターに関する事（45分）	：宮脇センター長
・技術教育支援センターに関する事（45分）	：対馬技術教育支援センター長
・学生相談（セハラ含む）に関する事（45分）	：渡邊学生相談室長
・JABEEに関する事（45分）	：佐藤技術者教育プログラム専門部会長
・事務全般に関する事（60分）	：各担当課長補佐、係長等

※（ ）は、おおよその講義時間を記載しております。

研修場所は、講師により、各研究室、会議室B等となります。

すべての研修終了後、別紙の「受講票」を人事係に提出願います。

（出典 総務課人事係資料）

秋田工業高等専門学校学級担任会規則

第 1 条 秋田工業高等専門学校運営組織規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、秋田工業高等専門学校（以下「本校」という。）に学級担任会（以下「担任会」という。）を置く。

第 2 条 担任会は、学級担任相互の連携を保ち、校長並びに教務、学生及び寮務の 3 主事との意志の疎通を図りつつ学級の円滑なる運営に関する諸問題を協議することを目的とする。

第 3 条 担任会は、全学年の学級担任をもって構成する。

第 4 条 担任会の代表は、校長の指名若しくは学級担任の互選による。

2 担任会の代表は、必要と認めた場合には副代表を指名することができる。

第 5 条 担任会は、副校長と協議の上担任会の代表が招集する。

第 6 条 担任会の開催は、原則として月 1 回とする。但し、臨時に開催することができる。

2 担任会は、やむを得ない場合に限り電子メールによる会議を行うことができる。

第 7 条 担任会の代表は、担任会に教職員の出席を求めることができる。

第 8 条 担任会の庶務は、学生課において処理する。

（出典 秋田工業高等専門学校規則集）

資料 2 - 2 - ③ - 6

From: 学生課教務係

Sent: Monday, November 18, 2013 9:08 AM

To: 小林貢先生 ; 長井先生 ; 嶋野先生 ; 佐藤彰彦先生 ; 若生 昌光先生 ; 駒木根先生 ; 野坂先生 ; 桜田先生 ; 脇野先生 ; 手島先生 ; Yasunori KANETA

Cc: 学生課教務係

Subject: 後期中間試験 1 年生成績会議について (通知)

学 科 長 各位
一般教科長 各位
1 年クラス担任 各位

教 務 主 事

後期中間試験 1 年生成績会議について (通知)

標記について、下記のとおり成績会議を行いますので、
よろしくをお願いします。

なお、出席できない場合は代理出席者をたていただき、
学生課教務係まで連絡をお願いします。

記

日程 : 平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日 (火) 1 6 : 4 5 ~

場所 : B 会議室

(出典 平成 25 年 11 月 18 日 教務係よりメール連絡)

(様式 1)

平成 25 年度創造教育支援経費申請書

学科等	電気情報工学科	氏名	伊藤 桂一, 菅原英子, 駒木根隆士	申請額	180 千円
プロジェクト名 (目的)	学生の学力向上のための取り組み (成績不振者の学習支援の試行)				
対象区分	・本科授業 ・専攻科(生産・環境)授業 ・卒業研究 ・特別研究 ・ポッドキャスト ・ブログマガジンを活用 ・デザインコンテスト ・その他(学習支援)				
概要	<p>成績不振者およびその保護者に中学生の頃の話を知ると、ほとんどの学生は中学校では授業を聞くだけで授業の内容をある程度理解できるレベルである場合が多い。しかし、苦勞して勉強した経験が圧倒的に少ないことも共通した傾向としてみられる。そのため、本校の授業の難易度と進度に対処できず、成績不振に陥る。悪い場合は授業についていけないことが不登校やサボリ、授業態度不良、不良行為につながる懸念もある。</p> <p>昨今、学生に対する支援の在り方が問われている。図書館、オープンスペースなどの学習環境の整備、補習などの課外授業だけでなく、学校が積極的に、そしてより組織的に学生の自学自習支援、進路指導、メンタルケアなどを行うことが求められている。この中で本プロジェクトは学習支援に焦点を当てて多面的な試行を行い、今後の学習支援に生かすことを目標としている。</p>				
具体的な 実施計画	<p>本プロジェクトでは主に以下の3つの内容により構成される。</p> <p>(1)学生TAによる学習支援 進路の確定した5年生または専攻科生をTAとして活用し、成績不振者への対応を行う。場所はオープンスペースを利用する。縦の人間関係を利用し、勉強そのものを指導する他に、学習方法のアドバイスを行う。</p> <p>(2)学習ガイドラインの作成 電気情報工学科では「実験実習の手引き」を毎年発行している。そこに上級生からの情報も取り入れ、学習ガイド、卒業研究の内容、進路情報を含めた総合情報誌の作成を行う。</p> <p>(3)e-learning教材の開発 電気回路のような専門基礎科目は理解が進むと感覚的に理解できるようになる。タブレット端末を利用した自学実習アプリの開発を行い、学生の感覚的な理解をサポートする。</p>				
予想される 教育成果	<p>教員に余裕がない以上、上級生を活用することが今後の学習支援のカギを握ると考えている。上級生も教えることで人間的にも成長することが期待される。ホームルームを利用した上級生の講話、就職活動におけるメンターなど、上記以外の活動も検討する価値はある。このような取り組みを多面的に行うことにより、成果と改善点を見極めたいと考えている。</p>				

- (注) 1. 本経費は、学生の創造力を育む教育を行うプロジェクトについて申請を行うこと。
 2. 「対象区分」は本プロジェクトの対象とする区分に○をつける(重複可)。
 3. 「概要」は現状・背景及び対応しようとする計画・概要・目標等について簡記すること。
 4. 申請額の上限は500千円とする。
 5. 備品費だけの要求は認めない。
 6. 修理費、調整費、旅費の要求は認めない。

(出典 平成25年度創造教育支援経費申請書)